平成２７年（フ）第２３７号
新潟市中央区幸町２番27号　サンパティーク104号
債務者　木山州之介
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３９号
新潟市東区物見山４丁目８番８号
債務者　石塚　治夫
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４０号
新潟市江南区曽野木１丁目11番５号
債務者　河合　真理
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５１号
新潟市江南区天野1702番地
債務者　甲　絵里子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２号
金沢市（以下秘匿）、従前の住所金沢市桂町ト61番地１（従前々の住所）石川県小松市串町庚６番地
債務者　中野由美子（旧姓武部）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１８３号
金沢市増泉３丁目15番22号　ルミエール増泉南701号
債務者　河村　裕美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１２０号
長野県塩尻市大字宗賀3814番地４
債務者　玉舎　　斉
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１３２号
長野県松本市大字寿豊丘533番地６
債務者　馬渕　山照
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１３３号
長野県木曽郡木祖村大字小木曽225番地７
債務者　安原　克巳
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１３７号
長野県松本市波田10161番地１　サンガーデン平林Ａ－103
債務者　髙橋　　充
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１３８号
長野県松本市波田10161番地１　サンガーデン平林Ａ－103
債務者　髙橋　康夫
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１３９号
長野県松本市波田10161番地１　サンガーデン平林Ａ－103
債務者　髙橋　昭子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７２０号
名古屋市西区赤城町12番地　アストリー赤城４Ｆ号
債務者　千葉　泰弘
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６９号
名古屋市守山区小幡南１丁目８番８号　サンハイツ花の木103号、従前の住所愛知県岩倉市下本町下寺廻44番地　コントレール桜201号
債務者　熊代衣里子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９１号
愛知県あま市七宝町桂薮之内20番地　エスポワール七宝２Ａ
債務者　山田　宣吉
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1178番地35
債務者　杉本　辰美
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第８１号
山口県下関市長府黒門南町５番27号
債務者　山田　和彦
1　決定年月日時　平成27年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係